乾燥減量　12.0%以下（1g，0.67kPa以下，60℃，3時間）
強熱残分　35.0%以下（1g）
窒素　5.0～10.0%（ケルダール法）
粗脂肪　10.0%以下
粗繊維　7.0%以下
力価試験
寒天平板　基層用培地及び種層用培地は、それぞれ1号培地を用いる。
試験菌　*Micrococcus luteus* ATCC 10240を用いる。
常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が約100単位となるよう、3号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が2単位及び0.5単位となるよう、3号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。
試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、3号緩衝液・ピリジン混液（31：9）を加え、振り混ぜ、又は前処理として1mol/L塩酸試液約5mLを用いてpHを2.0以下に調整した後、約3分間かき混ぜ、1mL当たりの濃度（推定値）が100単位以下となるよう、3号緩衝液・ピリジン混液（31：9）を加え、正確に一定容量とし、泡沫ができないように15～30分間かき混ぜる。この溶液を遠心分離又は静置し、上澄液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度（推定値）が2単位及び0.5単位となるよう、3号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(イ)　製造の方法の基準
*Bacillus licheniformis*のバシトラシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液中のバシトラシンを亜鉛錯塩とし、必要に応じ炭酸カルシウムを添加し、培養液を乾燥して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤（その1）

(ア)　成分規格
亜鉛バシトラシン製造用原体の成分規格を準用する。

(イ)　製造の方法の基準
亜鉛バシトラシン製造用原体の製造の方法の基準を準用する。

(ウ)　保存の方法の基準
亜鉛バシトラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ)　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
有効期間　製造の翌月から2年

ウ　製剤（その2）

(ア)　成分規格
本品は、亜鉛バシトラシン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。
力価　本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。
物理的・化学的性質
①　本品は、淡黄灰白色～褐色の小片又は粉末で、特異な臭いを有する。
②　本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。
③　本品は、発かびを認めない。
確認試験
①　亜鉛バシトラシン製造用原体の確認試験①を準用する。
②　本品の表示力価に従い、バシトラシンとして約21,000単位を含む量を量り、550℃で4時間灰化し、以下亜鉛バシトラシン製造用原体の確認試験②を準用する。
乾燥減量　15.0%以下（1g，105℃，3時間）
力価試験
寒天平板　亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。
試験菌　亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製　亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。
試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、3号緩衝液・ピリジン混液（31：9）を加え、振り混ぜ、又は前処理として1mol/L塩酸試液約5mLを用いてpHを2.0以下に調整した後、約3分間かき混ぜ、1mL当たりの濃度が100単位以下となるよう、3号緩衝液・ピリジン混液（31：9）を加え、正確に一定容量とし、以下亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。

(イ)　製造の方法の基準
亜鉛バシトラシン製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準
亜鉛バシトラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ)　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
有効期間　製造の翌月から2年

(106)　アビラマイシン

ア　製造用原体

(ア)　成分規格
力価　本品は、力価試験を行うとき、1mg中に100μg（力価）以上を含む。
物理的・化学的性質　本品は、灰色～黒褐色の粉末又は粒子で、特異な臭いを有する。
確認試験　アビラマイシン約100mg（力価）を含む量の本品を量り、アセトン10mLを加え、10分間振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、アビラマイシン約10mg（力価）を含む量の常用標準アビラマイシンを量り、アセトン1mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液10μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、酢酸エチル・シクロヘキサン・メタノール混液（85：15：4）を展開液媒として、約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに硫酸・メタノール混液（1：1）を噴霧し、100℃で5分間加熱するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットのRf値は等しい。
純度試験
①　pH　本品1.0g（0.95～1.04g）に水20mLを加え、10分間振り混ぜた後、ろ過するとき、ろ液のpHは、5.0～8.5でなければならない。
②　重金属　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、重金属試験法第3法により試料溶液を調製し、鉛標準液3.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（30μg/g以下）。